

平成 2 7 年度
第 4 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 7 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第4回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年7月10日（金）午後2時開会

開催場所 香川県農協高松市中央一宮支店2階会議室

出席委員 17人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 4番 上砂 正義
- 6番 木村 保夫
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 競売買受適格証明願について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について

議案第13号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定について

議案第14号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について

議案第15号 農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令について

議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第1号 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

報告第2号 農業相談会開催日程及び利用権設定申出書の様式変更について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第4回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。

なお、欠席委員は、上砂委員、木村委員、藤原委員の3名です。原田委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は17番久保委員、18番森西委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成27年2月10日の農地部会で議決をいただき、同月13日付けで県に進達しておりましたが、その後申請人が死亡したため、同年5月21日付けで取下げし、この度、相続人から再度許可申請があったものです。

したがって、申請内容につきましては、本年2月の農地部会で御審議いただいたものと同じですが、時間も経過していますので申請内容を再度御説明申しあげます。

本件は、賃借人の相続人に対して賃貸借の解除を申請するものです。申請の理由は、残存小作地である農地の賃借人及び相続人が少なくとも35年以上前から耕作しておらず、また、小作料の支払いも受けていないことから、賃貸人自ら耕作するため申請に及んだものです。

申請者の申述によると、戦後、賃借人の長男より借金の申入れがあり、小作権を担保とする条件で貸し付け、それ以後は賃貸人側で耕作を行うようになったということです。聞き取り調査の中で、申請者宅に保管されている昭和10年当時の賃借人本人の借用書が提示され、小作権を担保とする貸付けが行われた事実が認められました。ただし、申請者の「戦後、賃借人の長男に金銭を貸し付けた…」という申述と、確認した戦前の借用書とは、時期も借入者も異なっていますが、金銭貸付の担保として賃貸人側が耕作を行うようになったことは事実であろうと推測されます。

これらのことから、平成7年以降2度にわたり解約手続きが行われ、賃借人側も小作地は返還しているものと認識しており、合意解約書の作成には至らなかったものの申請者の申述どおり、賃借人側の合意の下で実質的に返還されていたと考えられます。

このため、平成 19 年に小作権の相続をした相手方からの小作地として耕作したいという要求を受け入れず、小作料の支払いも求めなかったものと考えられます。

当初、平成 23 年 2 月 2 日付けで申請者の被相続人から農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請書が提出された後、同年 12 月及び 24 年 6 月の 2 度にわたる聞取り実施の通知を行ったにもかかわらず、賃借人はいずれにも出席せず、農業委員会の聞取りに応じないまま現在に至っており、賃借人には賃貸借の解除に対する見解を述べる意思がないものと推測されます。

したがって、このまま賃貸借を存続させる必要はないと考えられるため、賃貸借を解除し、終了させるのはやむを得ないと客観的に認められます。

以上、議案第 1 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件、香川県知事に進達することについて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請については、香川県知事に進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請については、香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書 2 ページをお開きください。

1 番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2 番は、賃借人が残存小作地を取得して転用するため賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 18 番のとおりです。

3 番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4 番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5 番は、一部が転用、一部が耕作目的のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 17 番のとおりです。

(16 番 原田委員入室 午後 2 時 8 分)

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 3 番のとおりです。

2 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3 番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 6 番及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 4 番のとおりです。

4 番は、香川県農地機構へ貸し付けるため返還を受けたものです。

5 番は、転用するため返還を受けたものです。

6 番も、転用するため返還を受けたものです。

7 番は、別の農家へ譲り渡すこと及び転用するため返還を受けたものです。農地の譲渡しについては、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 2 番のとおりです。

8 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

4 ページをお開きください。

9 番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 17 番及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 11 番のとおりです。

10 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

11 番は、転用するため返還を受けたものです。

12 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

13 番は、転用するため返還を受けたものです。

以上、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 13 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 5 ページをお開きください。

1 番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに納屋を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が391.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3 番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番は、現在居住するアパートが手狭になったため非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地以外には自己所有の農地がなく、周辺は住宅等により宅地化が進み、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が116.70平方メートル有ります。

6 番は、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年4月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が393.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が700.35平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、発電出力44キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを312枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く、県道に面し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年1月30日に受け付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く、県道高松・志度線に面し交通の利便性が良く、周辺は教育施設や医療機関が整い住宅等で宅地化が進み、住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地以外には自己所有の農地がなく、近隣住民から駐車場として利用申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年6月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6ページをお開きください。

11番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・車庫を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年5月ごろに建築及び造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が228.76平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、現在居住する実家から独立するため農家住宅用地として転用申請するもので

す。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、自己所有農地に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地を社員寮として利用する事業所から使用申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年及び58年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が533.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、住宅敷地内に駐車スペースと物置の設置スペースが確保できないため、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が245.43平方メートル有ります。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が483.45平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年12月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が842.54平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

18番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページをお開きください。

19番は、発電出力42.5キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを184枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月12日に受け付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、現在居住する住宅が手狭になり、既存住宅を息子家族に譲ることになったため、新たに農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年12月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が138.28平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年1月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が722.96平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借19番と関連しています。

22番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.59平方メートルを200枚、4

基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月30日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借20番と関連しています。

23番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が388.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について23件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、平成27年4月27日付けで分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、建築場所を変更するため取消願が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成27年4月8日付けで7棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、販売受付をしたところ、多数の申込みが有り需要に応えるため、工事完了前に隣接地に事業計画区域を拡張する変更申請があったものです。併せて工事完了日を平成30年3月31日から同年7月31日に変更するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して久保委員及び谷口委員から説明をお願いします。

久保委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

昨日実施しました特別現地調査の委員は、高砂農地部会長を始め森西委員、谷口委員と、私、久保の4名です。

それでは、別紙の特別議案書1ページを御覧ください。

まず、所有権移転の案件であります。

1番の申請地は、高松市立春日幼稚園南西330メートルに在り、現在利用中の駐車場を返還しなければならなくなったことから、新たに45台分の社有車両と従業員及び来客用

の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、転用者の春日工場に100メートルと近接し利用効率が良く、また、高松市道から転用地までの私有地道路の通行承諾も得ており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、琴電高田駅南東800メートルに在り、発電出力148.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを648枚、7基の太陽光発電設備用地として、所有者の一人と共同施工により転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、相続により市外在住者を含む4名の共有地となり長期にわたり耕作放棄されていた一団の農地で、長尾街道に面し管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が454.05平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立木太小学校南東650メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、西側100メートルには都市計画の用途地域が広がり、周辺は、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が465.46平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立三溪小学校南2キロメートルに在り、事業拡大により既存の駐車場に工場を新築することとなり、新たに40台分の従業員用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利便性が良く、また、市道に面し車両の出入りが容易であることから、転

用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,062平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市香川支所西800メートルに在り、香川営業所は現有駐車場が狭く、事業拡大に伴い新たに52台分の社有車両と従業員及び来客用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、県道を挟み北側申請地が第3種、南側申請地が第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は営業所の南側に隣接し利用効率が良く、また、主要地方道三木・綾南線に面し車両の出入りが容易なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、議案番号6番からは、谷口委員が説明いたします。

谷口委員 特別現地調査委員の谷口です。6番からは私が説明いたします。

6番の申請地は、高松市立檀紙小学校南西550メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松自動車道高松西インターチェンジに近接し交通の利便性が良く、また、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が235.25平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市香南支所南1キロメートルに在り、農林水産省が全国的に推進し、本県第1号となる「畜産クラスター」構築により、農業生産法人が高品質牛乳の増産及び良質堆肥の生産等を図るため搾乳牛舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、第1種農地の不許可の例外である「農業経営施設」に該当し、代替地の検討もされた結果、現在の牛舎を建て替え拡張するもので、道路に面し飼料の搬入や製品の搬出に利便性が良く、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市香南支所北1キロメートルに在り、建設機械のリース業等を営む転用者の露天重機・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業拡大により取り扱う重機等が増加し、保管・貸出し効率を良くするため既存施設を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年1月に造成済みですが、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が4,749.85平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、使用貸借の1ページを御覧ください。

本申請地は、高松市立多肥小学校南東450メートルに在り、転用者が西側隣接地へ29棟の大規模な分譲住宅団地の造成及び建築工事を施工することに伴い、工事関係者や従業員用車両、住宅販売促進現地見学会等イベント開催時の来場者用露天駐車場及び造成用花崗土・コンクリート二次製品・重機等資材置場用地として、平成27年8月1日から28年8月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分譲住宅団地の隣接地であり、地権者は分譲住宅用地の元の所有者で、事前の協力同意も得ていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権2件、使用貸借1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権移転の案件です。議案書10ページをお開きください。

1番は、経営している賃貸共同住宅と隣接宅地との間に植栽を施し、双方のプライバシーを保護し住環境の向上を図るため、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が965.01平方メートル有ります。

2番は、障害者自立支援施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、進入路及び非農家の自己住宅用地として転用申請するもので、持分と利用用途の関係上、3番の1は進入路用地、3番の2は自己住宅用地とするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、3番の1は37.43平方メートル、3番の2は13.99平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

4番は、米穀・酒類販売業を営む転用者が倉庫へ商品を搬入・搬出するためと、所有者の自宅への進入路用地として共同施工により転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年4月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

5番は、造園業を営む転用者の業績が好調で、作業用車両置場及び従業員用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し、現駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできてお

り、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地・雑種地が1,005.48平方メートル有ります。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で住環境が良く、現住所に近く自治会等地縁及び人間関係を継続できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が38平方メートル有ります。

11ページをお開きください。

8番は、障害者福祉サービス事業を展開している社会福祉法人が、新たに設置する障害者自立支援施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設の隣接地であり事業効率が良く福祉サービスの向上にも資すると考えられることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、自宅の一部を資材置場等に利用している自営建築業者が、事業の拡大により新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅の近隣に在り、市道の交差点で車両の出入りも容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が分譲中で好評の住宅団地に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

13番は、建設事業の拡大に伴い資材置場が不足していることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み事業所に隣接し、資材の搬入・搬出や管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地・用悪水路が473.67平方メートル有ります。

12ページをお開きください。

16番も、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、物置を建築するための宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が342.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、宅地内に駐車スペースが取れないことから、農道・水路を挟む向かい側を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、道路と水路に囲まれた不整形の狭小地で農地として利用しがたいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

19番は、浴槽設置請負業を営む個人事業者がユニットバス等の資材や回収品を一時保管するため、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、中学校に近く、周辺は住宅等により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

21番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で住環境が良く、現住所に近く自治会等地縁及び人間関係を継続できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、製材事業者が原料材を置くため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に面し製材所の隣接地で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、製麺事業者が事業拡張に伴い従業員用駐車場が不足するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香南線沿いに在り、事業所にも隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、水処理等各種プラントの製造事業拡張に伴い従業員用駐車場と資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道の沿線に在り、市道を挟み事業所にも対面し、利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が1,264平方メートル有ります。

26番は、社有車及び従業員用駐車場の返還に伴い、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、事業拡大に伴い新たな事務所拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事務所に接続して拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,773.37平方メートル有ります。

28番の1は、寺院の納骨堂、28番の2は参拝者用露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、寺院の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。28番の1は併用宅地が2,321.87平方メートル、28番の2は併用雑種地が1,146平方メートル有ります。

14ページをお開きください。

29番は、駐車場が無く、例年、祭事に際して近隣農地を一時転用許可により臨時駐車場用地としてきた寺院が、駐車場を常設するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、寺院山門に近く参拝者が利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、賃借権の案件です。

15ページをお開きください。

1番は、フィットネスクラブの利用者用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、地域の営農集団である農業生産組合のトラクター・コンバイン等大型農業機械の保管場所及び糶摺等の作業場所が必要となったことから、代表者が納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るもので

す。

3番は、建設業者が露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地へ駐車場・資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地及び用途廃止申請をしている農道が併せて258.74平方メートル有ります。

5番は、父所有の農地を借り受けて、発電出力48キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを192枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は丘陵地で長年耕作放棄地となっており、今後、耕作される見込みが無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、雨水排水の必要から、隣接農地に排水管を埋設するため、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番と関連しています。

7番は、建築資材の販売拡大により事務所が手狭となったことから、事務所拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事務所の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年8月に建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が371.74平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

次に、使用貸借による案件です。

16ページをお開きください。

2番は、業務用の駐車場の返還を求められていることから、法人の代表取締役と親族が共有する農地を借り受けて、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所の近隣にあり、市道に面し車両の出入りがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、母所有の農地を借り受けて、発電出力49キロワット、パネル1枚の面積約1.64

平方メートルを200枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の住居の近隣に在り管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親・祖父母の面倒を見るため実家に隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。雨水・汚水の排水の必要から、隣接農地へ排水管を埋設するため、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番と関連しています。

17ページをお開きください。

5番は、母所有の農地を借り受けて、農道・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年に施工済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農業用施設であり無断転用扱いとはいたしません。

6番は、祖母所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを236枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の住居の近隣に在り管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く周辺は宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

8番は、父所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを240枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が134.63平方メートル有ります。

9番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く周辺は住宅団地等で宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し周辺は宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて、夫婦の分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く周辺は宅地化の進んだ閑静な地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

12番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く周辺は宅地化の進んだ閑静な地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に近く周辺は宅地化の進んだ閑静な地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、エステティックサロンの利用客増加に伴う店舗改築のため、義父所有の農地を借り受けて、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・坂出線に面し現店舗の隣接地であり、顧客の利便性の向上を図るとともに新たな集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページをお開きください。

15番は、法人が法人の代表者所有の農地を借り受けて、喫茶店の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、母所有の農地を借り受けて、発電出力22キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを96枚、4基の太陽光発電設備用地と露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居の隣接地で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く周辺は宅地化の進んだ閑静な地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

18番も、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家の隣接地で周辺は宅地化の進んだ閑静な地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の1は、母所有の農地を借り受けて、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを168枚、1基の太陽光発電設備として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居の隣接地で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成25年3月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の2は、19番の1の申請地及び所有者の住宅への進入路として、所有者と共同施工にて、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年11月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請21番に関連しています。

20番も、祖母所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.59平方メートルを200枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居の隣接地で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請22番に関連しています。

21番も、祖父所有の農地を借り受けて、発電出力48.1キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを264枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居の隣接地で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月に受付けられ転用の確実性が認め

られ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権5件、使用貸借20件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、譲渡人が耕作不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。下限面積につきましては、使用貸借に係る農地返還通知7番及び農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出されており、要件を満たしています。

3番も、譲渡人が県外に居住しており経営の縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番と5番は、お互いの耕作の利便性向上のため、自作地を相互に交換するものです。取得後は4番は野菜を栽培し、5番は水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が県外に居住しており経営の縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花きを栽培するものです。

7番は、競売の落札により取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が高齢で経営の縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受

人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、競売の落札により取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番も、競売の落札により取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

20ページをお開きください。

11番も、競売の落札により取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

15番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

16番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

17番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹・野菜を栽培するものです。下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番が同時に提出されており、要件を満たしています。

19番は、競売農地の特別売却買受申込みにより取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。競公売買受適格証明願3番に関連しています。

20番と21番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

次に、賃借権について御説明申しあげます。

21ページをお開きください。

本件は、経営規模の拡大を希望する借人の要望により3年間借り受け、水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

22ページをお開きください。

1番は、隣接地を住宅用地として転用する借人が、30年間借り受けて雨水・汚水の排水管を埋設するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者である子が15年間借り受け、水稻を作付けするものです。

3番は、隣接地を太陽光発電設備用地として転用する借人が、5年間借り受けて雨水の排水管を埋設するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権5番に関連しています。

4番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて果樹・野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

5番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権21件、賃借権1件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番と2番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成27年6月16日に申請されたものです。

3番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売農地特別売却買受申込みのため平成27年6月22日に農地以外の区域を除いて申請されたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権19番に関連しています。

これら3件は、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

なお、1番と2番の入札期間は平成27年6月12日から同月19日まで、3番の特別売却実施期間は同年6月25日から同年7月1日までと、いずれも期日が差し迫っておりますため、農地部会長専決により、1番と2番については6月17日付けで、3番については6月24日付けでそれぞれ適格証明書を交付しました。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 競売買受適格証明願は農地部会長専決処分を承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、農地部会長専決処分を承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

藤井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、平成元年ごろに拡幅を行い水路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、昭和62年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番は、昭和62年ごろに納屋を建築して利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、2アール未満の農地を自らの耕作の事業のための農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成6年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申し上げます。

資料1の1ページをお開きください。

地籍調査は、国土調査法に基づき高松市が事業を実施しておりまして、平成27年6月24日付けで高松市長から庵治町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

そこで、6月29日に庵治町担当農業委員及び農業委員会事務局職員並びに地籍調査室担当職員とで現地調査を実施しました。確認結果については2ページから5ページまでの農業委員会意見欄に案として記載しております。

2ページをお開きください。

1番は、地目が畑ですが、現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。また、4番は、地目が田で現況が畑であるので農地として回答したいと思います。以下、同様に現況に合わせて回答する予定であります。

資料の表紙に回答の概要をまとめておりますので、表紙を御覧ください。中段、2調査結果のとおり、農地から農地の件数が6件、農地から農地以外の土地が32件です。なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し、地区農業委員と協議した結果、原状回復命令は発しないということで回答したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号は、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません」との市長への回答案のとおり回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第13号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見決定について御説明いたします。

資料2の1ページをお開きください。

平成27年6月24日付けで高松市牟礼町土地改良区理事長から、農業基盤整備促進事業王子地区に係る非農用地区域の設定に対する意見伺いがありました。

本事業は、平成27年度から30年度の間、牟礼町原字下井手西、上井手西地域の16.9ヘクタールで土地改良事業の施行が予定されております。

非農用地土地利用計画の中では、転用計画が5件予定されており、詳細は9ページから13ページまでに記載しております。

また、資料の表紙には転用計画の該当箇所を整理していますので、表紙を御覧ください。

中段の、4 非農用地土地利用計画の表の1番・2番の納屋と5番の農業用倉庫については、農業経営施設であることから問題無いと考えます。

次に、3番・4番の分家住宅については、集落として概ね50メートル以内に5戸以上連たんする区域内に在ることから問題無いと考えます。

以上のことから、いずれについても転用に係る第1種農地の不許可の例外に該当するため、地区農業委員と協議した結果、事業計画のとおり非農用地区域を設定することに異議ない旨回答したいと考えておりますので、御審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号に対する意見については、異議のない旨回答することで御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第14号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページと資料3及び資料3関連を御覧ください。

平成27年6月22日に受け付けた、平成25年4月1日施行の「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱」の規定に基づく耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について、資料3の2ページから3ページに添付の位置図及び公図の該当場所に

ついて、6月25日に地区担当農業委員と事務局職員とで現地調査を実施しました。

公図の斜線部分が対象農地で、当該農地の右上側墨塗部が改良対象農業用施設です。また、議案書に対象農地の内容、所有者を表示しております。

資料3関連の「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱」を御覧ください。1ページの第1条に要綱の目的について記載があり、農業振興地域内で耕作放棄地となるおそれのある農地の周辺農業用施設の改良事業を実施する土地改良区等に、要綱で定める補助率に基づき補助金を交付するというものです。

この補助金交付申請に際して、地区担当農業委員による「耕作放棄地となるおそれのある農地の確認」及び「農業委員会の証明」が必要なことから、本件証明願が提出されたものです。

補助率は、3ページの別表のとおり定められており、今回の申請に関しては、事業費に対して農道の整備の区分欄の補助率100分の85以内を予定しており、香西土地改良区が工事を実施するものです。

地区担当農業委員による現地確認の結果については、対象農地に隣接する農道及び水路は狭あいで高低差があり急角度であるため大型農業機械が申請地へ出入りするのは極めて困難とのことで、現地は営農を継続する上での不便性が認められ、対象施設を改良して通行しなければ、現状のままでは今後、耕作放棄地となるおそれのあるものとされております。

そして、農業用施設の改良工事完了後は、申請地で水稻が作付けされる予定です。

以上、議案第14号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については証明することで御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

川西農政課長 議案第15号 農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

違反転用者に対する農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令についてであります。個人情報が多数含まれますので、議事録用の録音を中止してください。

(録音機停止)

—以下、個人名等個人情報が特定される部分を伏せて説明要旨を記載—

本件については、農用地区域内に在る残存小作地の一部を、平成3年ごろに第三者が地主及び小作人の同意を得て農家住宅用地の一部として無断転用しているもので、平成25年から地主の相続人（地主はH24. 8月に死亡しH25. 2月に相続登記がされました。[以下「地主の相続人」を地主と表記する。]）と違反転用者である第三者間で賃料改定等をめぐる紛争となったが不調に終わり、地主が中国・四国農政局へ「原状回復命令」を発するよう要請したことから、同局から高松市農業委員会へ違反転用の是正に関する考え方を示すとともに是正措置を講じるようを求められました。

農業委員会としての対応は、平成26年10月に違反転用者に対し、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請手続きをし許可を受けるよう「指導通知書」を発出しましたが、手続きが取られなかったため、同年12月には「勧告書」を発出するとともに、地主に対しては、農地転用許可申請手続きに協力するよう「協力依頼通知書」を発出したものです。また、27年1月には小作人に対して、転用手続きに先立って該当地の賃貸借契約の解約が必要なので地主と話し合いを持つよう依頼を行いました。

27年2月に地主から、小作人に貸している残存小作地4筆全ての契約解除を求める農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請が提出され、地区部会・農地部会の議決を経て香川県へ進達しました。

27年6月に中国・四国農政局から、本件無断転用追認許可に関し、「平成3年の三者協定書で小作人は違反転用部分の賃借権を放棄したものとみなせることから、賃貸借の解約が無くても農地法第5条第1項許可はできる」との見解が示され、早急に違反転用追認許可の是正措置を講じるよう指導を受けました。この一週間後、先に香川県へ進達した農地法第18条第1項の許可申請が不許可処分となりました。

これらの経過を踏まえ、農業委員会として「命令書」を違反転用者に対して発出するとともに、地主に対しては命令書を発したことを通知し転用許可申請の協力依頼をしようとするものです。

以上、議案第15号 農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。

（1番高砂委員、2番片山委員、12番河北委員、13番富本委員、15番湊委員、20番谷口委員から、「是正措置である農地法第5条第1項の規定による許可申請が、命令を発しても提出されなかった場合、農業委員会及び地主、違反転用者の取り得る手段はどんなものがあるのか」等の質問があり質疑応答がなされたが、具体的内容を表記すれば今後のそれぞれの対応に影響を与える内容であったので記載を省略）

議 長 それでは採決します。録音を再開して結構です。議案第15号については原案のとおり承認することで御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

次に、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

平成27年7月6日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、いずれも農地法上の問題は無いという報告を受けております。

資料の内容について御説明申しあげます。

まず、農用地区域への編入ですが、1ページをお開きください。変更申請者は、現に農用地区域内にある農地と一体的な保全整備を行い農業振興に寄与しようとするため申請したもので、件数が2件、面積合計は2,918平方メートルです。

次に、農用地区域からの除外ですが、2ページを御覧ください。ページ下段に除外後の用途区分ごとの件数、面積内訳が記載されております。その右端に合計欄がございまして、6月受付分の除外申請の合計は8件、合計面積は3,847.58平方メートルとなっております。

以上、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に報告第1号として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料6の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年6月9日から同年7月7日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が6件、6月農地部会議決分として4条が12件、5条が27件、合計で4条が12件、5条が33件です。

許可保留件数については、5月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が2件、6月農地部会議決分として4条が1件、5条が7件、合計で4条が1件、5条が9件です。

取下については、4条、5条ともに該当有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページをお開きください。

4条関係の6月農地部会議決分といたしまして、10番が開発許可未了で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係の5月農地部会議決分といたしまして、6番と9番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページをお開きください。

5条関係の6月農地部会議決分といたしまして、2番が開発許可及び排水管理設同意未了で、4番が開発許可未了で、6番が開発許可及び道路工事承認未了で、7番が開発許可未了で、8番が申請後の渡人死亡に伴う相続手続中で、12番が開発許可未了で、13番が開発許可及び直近許可地造成工事未了で、それぞれ許可保留になっております。

以上で報告第1号の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等是有りませんか。——御発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

続いて報告第2号 農業相談会開催日程及び利用権設定申出書の様式変更について事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 報告第2号 農業相談会開催日程及び利用権設定申出書の様式変更について御説明申しあげます。

資料7を御覧ください。

まず、開催日程ですが、1ページに記載してありますように、第1地区から第7地区までの10会場で、8月17日月曜日から9月1日火曜日まで、計10回の開催を予定しています。出席をお願いする方は、各地区農業委員さんと管轄農協の支店長さんで、御案内を来週中にお届けしたいと考えております。委員皆様には御多忙中とは存じますが御出席をよろしくお願いいたします。

次に、申出書の様式ですが、今回から提出書類の作成を簡素化するため見直しを行っております。2の1ページの㊦と表示してありますのが新しい様式で、4ページの㊧と表示してありますのが現行の様式です。主な変更点ですが、4ページの現行の様式を御覧願います。これまではA3の用紙2枚で利用権設定等申出書と農用地利用集積計画書

を提出いただいておりますが、申出人の住所氏名及び各筆明細等の項目は共通しておりますので、新様式では重複記入項目を省いてA3の用紙に集約し、申出者の記入の負担軽減と農業相談会での点検時間の短縮を図り迅速な対応を行おうとするものです。

本年10月31日に終期を迎える方には、新様式の申出書と2の2ページの契約条件等を記した別紙共通事項を同封して更新の御案内を送付することとしております。

なお、この共通事項につきましては、新様式の申出書中の、2 契約内容の(9) 共通事項の別紙に当たるもので、内容は、高松市長が農用地利用集積計画の公告を行った後、その写しを利用権設定者及び被設定者に通知する際に、その文書の裏面に記載している資料6ページから9ページの共通項目と同様のもので前もって共通事項の内容をお知らせするものです。

また、農業相談会で使用しています農家相談日誌(指導カード)の様式につきましても、相談内容の項目を実績に合わせて整理するなど一部見直しを行っています。従来の様式が5ページで新しい様式は3ページでして、8月の相談会から新様式を使用することとしたいと考えております。

以上で、報告第2号の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第2号に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、これで報告第2号を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第4回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時32分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員